

# タイ憲法裁判所の与党解散命令

今泉慎也

## 「政治の司法化」と「政治化する司法」

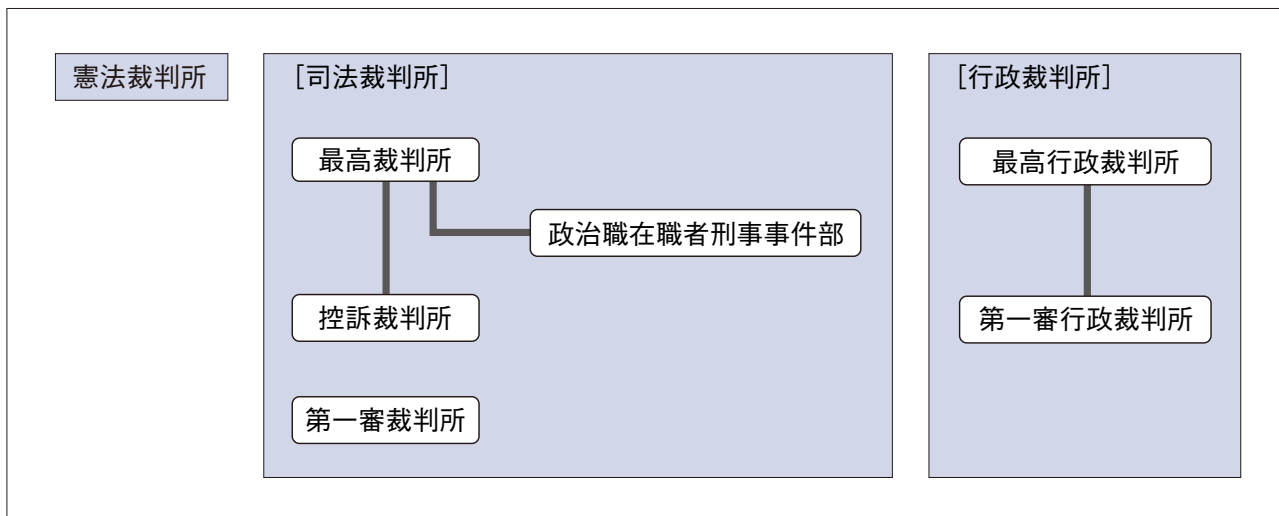
タイでは、二〇〇六年クーデタによって追放されたタクシン元首相を支持するグループと反タクシン派との対立が続く。タクシン派は、二〇〇七年二月総選挙で再び政権を獲得した。しかしながら、反タクシン派は、新政権に対しても敵対する姿勢を示し、二〇〇八年八月には大規模な抗議活動を再開し、一月には国際空港の占拠へと事態はエスカレートした。このような状況において、憲法裁判所は、同年二月二日、与党三党に対して、選挙違反を理由とする解散命令を下し、タクシン派は再び政権の座から追われたのである。どうして憲法裁判は、与党を解散するほど大きな権力を与えられているのであろうか。

### ●司法化するタイ政治

二〇〇六年以来続くタイの政治混乱は、色鮮やかな線引きとは裏腹にさまざまな主張や利害がからむ複雑なパズルとなっている。二〇〇六年九月のクーデタで追放されたタクシン・チナワット元首相（二〇〇一〜〇六年）を支持するグループは、主に北部・東北部に支持基盤があり、選挙で勝利したことで法的な正当性を有している。これに対して、タクシン政権に対する激しい抗議運動を主導してきた「市民のための民主主義連合団」(People's Alliance for Democracy = PAD) は、タクシン派が、票の買収やポピュリスト的なバラマキ政策で人々の歓心を得たにすぎないとして、その正当性を否定する。さらに、将来の共和制を示唆したタクシン元首相の発言を取り上げ、タクシン元首相やそれを継承する諸政権が反王制であると攻撃する。タクシン派はこれを繰り返し否定し

てきた。タクシン発言の真意がどこにあれ、現国王はタイ国内で深く信奉されており、この主張が人々を動かす一つの要因であることは否めない。また、PADは政党ではなく、自ら政権を獲得することは目指していないし、タクシン派を追い落とすために、国王や軍の介入さえ求めたのである。さらに、やっかいなのは、反タクシン派がバンコクを中心に多くの支持を得ていると見られることである。バンコクを拠点とするメディアも反タクシン運動に好意的であった。一九九〇年代の民主化運動を支えた中間層や、一九九七年憲法体制を作り上げた学者・知識人が、クーデタをも容認する反タクシン派に支持を与えていることは、タイの民主化のパラドックスでもある。外国メディアには、一連の政変を、恵まれた都市部と地方の利益を主張するポピュリズムとの対立という構図で捉え、選挙の正当性を否定する反タクシン派の見方を文字通りに受け止めることに疑問を呈するものもある(参考文献②)。

図1 タイの裁判所機構



(出所) 筆者作成。  
(注) 軍事裁判所は省略した。

本稿でその一端を示すように、二〇〇六年以降の政変期において、憲法裁判所、さらに他の司法機関は、タックシン派にとって厳しい判決を積み重ねてきた。しかも、現職の首相を失職させ、現に政権にある政党を解散するなど、二〇〇七年憲法成立後の憲法裁判所の判断はより一層先鋭なものとなっているのである。

司法が、政治過程や政策形成に大きな影響を与える現象は、一般に「政治の司法化」(judicialization of politics)と呼ばれる。民主化や体制移行に伴う制度改革において、「法の支配」が強調され、司法制度の整備や、司法によるチェック機能(司法審査)の確立・強化が進んだ。タイは、そうした制度改革にもなつて、司法化が進化した国の一つである。

司法の役割が強調されるのは、それが少数派の権利・利益を擁護し、あるいは国民が政策形成に参加する途を開く、といった点で望ましいものであると考えられているからである。しかし、司法が関わる分野が拡大した結果、経済社会政策、国民の間で意見が分かれる問題をめぐって、司法判断と政治部門や世論との間に強い対立が生じることが多くの国で生じている。また、タイの事例が示すように、司法は、選挙、政党解散、政治リーダーの資格審査・罷免などに民主主義の根幹に関わる問題により深く立ち入るようになっていく(参考文献④)。司法化は、制度、裁判官、他の政治部門との関係など多様な要素によって決定され、その表れ方は各国によって異なる。はたしてタイの司法化を特徴づけるのは何であろうか。

本稿で示そうとするのは次の三点である。第一に、憲法裁判は、多くの判決において、その憲法解釈の正当化のため反政治腐敗・反汚職を強く主張していること。また、それを可能にするような制度面での権限強化が進められてきたこと。第二に、憲法裁判、独立機関を通じて、職業裁判官の政治的役割が大きくなっていること。第三に、認識された喫緊の問題を解決することが重視され、長期的な影響が十分に考慮されていないおそれがあること。以下では、この三点について順に検討していこう。

表1 2008年の憲法裁判所の主要判決

## 1. 通常裁判所における事件に適用される法律の合憲性に関する事件（憲法211条）

- 憲法裁判決5/2551（'08.6.30.）／最高裁政治職刑事部（タックシン元首相ほか）付託（'08.4.2）／争点：タックシン元首相等の不正調査を行う国家損害調査委員会を設置したクーデタ布告第30号とその存続期間を延長した改正法（2007）の合憲性。／合憲（9:0）。
- 憲法裁判決11/2551（'08.8.5.）／最高裁政治職刑事部（タックシン元首相夫妻）付託（'08.7.11.）／争点：1999年汚職防止摘発憲法付随法の合憲性／合憲（8:0）

## 2. 資格喪失・禁止行為を理由とする大臣の地位の終了（憲法182条／91条準用）

- 憲法裁判決9/2551（'08.7.9.）／上院議長（上院議員36人）付託（'08.4.21.）／争点：配偶者の保有株式が保有制限（269条等）に違反することを理由にチャイヤー・サムソップ衛生省大臣の大臣たる地位が終了したか／違反。地位終了（8：1）。
- 憲法裁判決12-13/2551（'08.9.9.）／上院議長（上院議員29人）・選挙委員会付託（'08.6.2.; '08.7.29.）／争点：サマック首相のテレビの料理番組への出演が、憲法が定める利益相反行為禁止（265条）に違反し、同首相の大臣たる地位が終了したか。／違反。地位終了（9:0）。

## 3. 国会承認が必要な条約か否かの審査（憲法190条）

- 憲法裁判決6-7/2551（'08.7.8.）／上院議長（上院議員77人）・下院議長（下院議員151人）付託n.a.（2008）／争点：カンボジア政府との6月18日付共同声明が国会承認を要する条約にあたるか／かかる条約に該当。違憲（8：1）。

## 4. 政党解散命令（憲法68条+237条）

最高検察（選挙委員会）付託（'08.10.10.）／争点：'07.12総選挙における選挙違反を理由とする政党解散

- 憲法裁判決18/2551（'08.12.2.）／中道党解散・選挙権停止（9:0）。
- 憲法裁判決19/2551（'08.12.2.）／国民党解散・選挙権停止（8:1）。
- 憲法裁判決20/2551（'08.12.2.）／人民の力党解散：選挙権停止（9:0）。

（出所）筆者作成。

（注）2006年暫定憲法上の憲法裁判委員会は、2007年憲法の経過規定により2007年11月の新裁判官任命まで憲法裁判として活動。新たな裁判官団による最初の判決は5/2251。

## ●二〇〇八年政変―憲法裁判によって追い込まれた タックシン派

タックシン元首相を党首としたタイ・ラック・タイ党（Thai Rak Thai = TRT）が、二〇〇七年五月に解散を命じられた後、タックシン派は新たな諸政党を結成した。二〇〇七年八月に公布された新憲法のもとで行われた同年十二月総選挙によって、タックシン派の人民の力党（People Power Party = PPP）が勝利し、同党党首サマック・ストラウエートが首相とする連立政権が成立した。しかしながら、PADは、サマック政権に対しても反対する立場をとり、二〇〇八年八月には大規模な抗議行動を再開し、首相府を占拠するなどの戦術に打って出たのである。

二〇〇八年九月に、憲法裁判は、サマック首相のテレビの料理番組へのレギュラー出演が、憲法の利益相反禁止規定に違反し、同首相が大臣たる地位を失ったと判決した。失職したサマックに代わり、タックシン元首相の義弟である、人民の力党のサムチャイ・ウオンサワットが首相に就任した。PADは、サムチャイ政権の所信表明演説を阻止すべく国会を包囲し、その排除に動いた警官隊との衝突で死傷者が発生した。同事件の犠牲者の葬儀に、きわめて異例なこと、王妃が出席したことは、反タックシン派への支持を表明したものと受け止められた。同年一月になって、PADは行動をエスカレートさせ、数千人でスワンナプーム国際空港、ドンムアン空港の占拠を行い、数万人の外国人がタイ国内に足止めされ、経済に大きな影響を与えた。警察の対応は鈍かったが、それでも空港を取り囲むように部隊を配置し、衝突の可能性が高まった。国内が騒然とするなか、同年二月二日の憲法裁判決は、人民の力党、国民党、中道党の与党三党に対して選挙違反を理由とする政党解散を命令し、同時に各党の役員選挙権を五年間停止したのである。選挙権の停止期間中は、立候補が認められない。サムチャイ政権に代わり、多数派工作に成功した野党民主党の党首アピシット・ウエーチャチワを首相とする連立政権が成立し、タックシン派は再び政権を追われ

表2 憲法裁判機関の変遷と主要判決

憲法	首相	憲法裁判機関	主要判決
97年憲法	タックシン ('01.2.9.-'06.9.19.) *	憲法裁判所 (15人)	('01.8) タックシン資産公開義務違反事件 (無罪) ( '06.2) タックシン首相失職請求棄却 ( '06.5) 4月総選挙無効 ( '06.5) 国道法案一部違憲判決
(廃止)	[クーデタ ('06.9.19.)]	(廃止)	—
06年暫定憲法	ソンティ ('06.10.1.) [総選挙'08.12.23.]	憲法裁判委 (9人)	('07.5) T R T解散命令 ( '07.5) 民主党解散請求棄却
07年憲法	サマック ('08.1.29-9.9) *	憲法裁判所  (9人)	('08.9) サマック首相失職  ( '08.12) 与党三党解散命令
	ソムチャイ ('08.9.18.-12.2) *		
	[チャワラット'08.12.] **		
	アピシット ('08.12.18.-)		

(出所) 筆者作成。

(注) \* タックシン派政権。首相就任は国王任命日。 \*\* 首相代行。

たのである。

一連の動きは、PADによって組織された抗議運動の勝利のようにも見える。しかし、ソムチャイ政権は、最後まで抵抗する姿勢を示していたのであり、それに「引導」をわたしたのは憲法裁判所にはかならないのである。

### ● 反政治腐敗を掲げる憲法裁判

二〇〇七年総選挙によるタックシン派政権の成立から、二〇〇八年一二月の憲法裁判決までの政治過程において、憲法裁判は、上記の二判決を含めて、タックシン派にとって厳しい判決を繰り返し返してきた(表1参照)。憲法裁判は、多くの判決において、反政治腐敗・汚職をその正当化理由として強く掲げているのである。

まず、最高裁の政治職在職者刑事事件部(以下、政治職刑事部と略す)で係争中のタックシン元首相ほかを被告とする刑事事件に係り、適用される法律の合憲性が争われた事件が二つある。タックシン元首相ほかの不正調査を行う国家損害調査委員会を設置したクーデタ・グループの布告とその存続期間を延長した法律が違憲であると主張された。憲法裁判は、かかる法令が憲法の経過規定等によって正当化され、合憲であると判示した。また、汚職問題の深刻さゆえに、通常の犯罪捜査や汚職捜査とは別に特別の捜査手続が必要であると論じた。注目すべきことは、同判決が、国王がクーデタを承認したときの勅令前文を引用していることである。同勅令は、タックシン政権が国民間の対立をもたらし、そのもとで政治家・高官による政治腐敗・汚職が蔓延したと糾弾したのである。こうした認識は、タックシン政権についてのいわば「公的な説明」となっているのである。

人民の力党政権は、この公的な説明を覆すことには成功しなかった。同政権下でも、司法はタックシン元首相ほかに対する刑事手続を粛々と続けたのであった。憲法裁判(11/2551)を受けて、政治職刑事部は、土地取引に関する不正についてタックシン元首相に対する有罪判決を一〇月に下したのである。

他方、人民の力党政権に関わる事件においては、前述の勅令に代わって、政治家・公務員の腐敗・汚職の問題の解決を強く指向する「二〇〇七年憲法の精神」が強調されている。前述のサマック事件では、サマック首相は、番組へのレギュラー出演が雇用契約にあたりないという弁護士の助言を事前に得て出演を続けていた。憲法裁判は、政治腐敗の防止を掲げる憲法の趣旨から「雇用」を広く解釈すべきであるとし、同出演が民法上または労働法上の契約にはあたらないとしても、利益相反禁止規定の「雇用」に相当すると判断したのである。

同様に、人民の力党はかに対する解散命令判決でも、憲法裁判は次のように述べている。「憲法は、国の選挙が適正かつ公平に行われるようにすることをその精神とし、…人民の権利や票を買収することによる選挙の不正を防止する規定を有する。…一部の政治家が慣れてしまっほどに長く用いてきた方法である…政治家が重大な違反であることを感じなくなったことは、タイ国の政治、民主主義を真の民主主義へと発展させず、国に甚大なる損害を与えている。かかる政治家が、権力を得るならば、恥ずることなく不正を行い、人民を欺き、権限職務を用いて不当に利益を得んとすることは必須である。」この判決の詳細は、後で検討する。

### ●制度変化と反政治腐敗

タイの「司法化」は、民主化後の一九九〇年代の制度改革に始まる。一九九七年憲法は、上院公選制や地方自治の拡大など、国民の政治参加を拡大する一方、下院議員選挙への小選挙区制の採用など安定的な政治運営を確保することを重視した。それには、民主化後の議会において、政党間の政治的な駆け引きによって審議がしばしば停滞したことや、政策よりも政治資金を求めて議員が政党間を渡り歩くことが横行していたことへの反省があった。二〇〇一年以降の選挙で、TRTが圧勝した一因に憲法自体の制度設計があったのである。

その一方で、一九九七年憲法は、政治・行政に対するチェック機

能を強化することを目指し、既存の司法裁判所に加えて、それとは独立の行政裁判所、憲法裁判所、さらに五つの独立機関（選挙委員会、国家汚職防止取締委員会＝National Counter-Corruption Commission＝NCCC、オンブズマン、人権委員会、国家会計検査委員会）を設置したのである。なかでも、政治腐敗・不正選挙を防止し、「地方の」腐敗した政治家の台頭を抑えることが喫緊の課題として認識され、そのための枠組みが整備され始めたのである。それは、民主化が進展するにしたがって、数で勝る地方に実権が移るといった中間層のデイレンマに対する一つの解でもあった。

チェック機能の中核にあるのが憲法裁判である。一九四七年以降の憲法には、憲法裁判機関として憲法裁判委員会（Constitutional Tribunal／憲法院とも訳される）があった。しかし、その活動期間が断続的で、その事件数は一九九一年までに一三件と少なく、ほとんど活用されなかった。一九九七年憲法は、これを専任の裁判官で構成する憲法裁判へと変更した。憲法裁判の判決は、一九九八年から二〇〇六年までに約三〇〇件あまりへと急増した。政府、野党、上院議員、その他の政治アクターの対立・紛争が憲法裁判に持ち込まれるようになり、政治的なアリーナとしても、次第にその影響を強めてきたのである。

しかしながら、議会の圧倒的多数を確保したタックシン政権期に入ると、一九九七年憲法の欠陥を指摘し、新たな政治改革・憲法改正を求める声が出てきた。タックシン政権が独立機関の人事に介入し、独立機関によるチェックが機能しないとの批判や、強大な権力をふるうタックシン政権の登場自体が憲法の欠陥である、といった意見すらあらわれた。また、初期の憲法裁判は、いくつかの事件において、むしろ自己抑制的な傾向を示した。たとえば、二〇〇一年八月の資産公開義務違反についてタックシン元首相を無罪とした判決は、選挙で圧倒的多数を得た同政権に対する政治配慮があったと見られたが、同時に憲法裁判がタックシン寄りであるとの非難を招くこととなった。

クーデタ後の暫定政権の下で制定された二〇〇七年憲法は、こう

した主張を多く反映している。たとえば、小選挙区制の廃止や、上院議員の一部に任命制を復活させるなど、一九九七年憲法の改革を揺り戻す方向に動いた。その一方で、一九九七年憲法の特徴であった裁判所と独立機関による政治・行政に対するチェック機能や政治腐敗・汚職防止のための規定は、さらに強化されている（参考文献③）。二〇〇八年のいくつかの重要事件は、二〇〇七年憲法が定めた憲法裁の新たな権限にもとづくものである。たとえば、憲法付随法（二四一条）、条約（一九〇条）の審査、選挙違反にもとづく政党解散等（二三七条）、私人の憲法訴願権（二二二条）がある。

### ●政治化する職業裁判官？

制度変化は、司法化を促した唯一の要因ではない。従来、相対的に政治への関わりが薄かった職業裁判官が、政治への関与を深めているのもその一因である。

憲法裁、そして司法全体が、タックシン派に厳しい姿勢を示すようになった背景に、二〇〇六年四月の国王の発言があった。野党が総選挙をボイコットした結果、形ばかりの勝利をしたTRTが組織できない事態が生じ、憲法の枠組内での解決が行き詰まりを見せた。反タックシン派は早くから国王の介入を求め、公法学者のなかにも一九九七年憲法七条の「憲法慣習」の効力を認める規定を根拠に、国王が新たな首相を指名できる、という提言を行う者があった。このような状況において、二〇〇六年四月二五日に、裁判官の任命に際して、国王は、憲法慣習にもとづいて国王が首相を任命できるという主張を明確に否定する一方、一党のみの選挙は民主的ではないとして、裁判官に事態の打開を求めたのであった。この言葉に各裁判所は鋭く反応し、行政裁が予定されていた再選挙を差し止めるとともに、憲法裁は、二〇〇六年四月総選挙そのものを無効とする判断を示したのであった。司法の積極化は、クーデタよりも先に始まっていたのである。

注目すべき点は、一九九七年憲法下の憲法裁では、実は職業裁判官の比率が低かったのに対して、二〇〇六年以降、職業裁判官中心

にその構成が大きく変わってきたことがある。

一九九七年憲法は、多様な立場の人を入れようという考え方から、憲法裁の裁判官は、最高裁判所裁判官（五人）、最高行政裁判官（二人）、法学（五人）および政治学（三人）の有識者の四つのカテゴリーから選ぶこととした。しかし、この有識者枠は、行政官庁出身者の元官僚ポストへと変化した。たとえば、政治学枠には、初期には政治学者が選ばれたが、彼らが去った後には、行政官庁出身者でしめられた。官庁出身者の増加は、タックシン政権期に顕著であり、二〇〇一〜〇六年に任命された七人の有識者のうち、五人が官庁出身者であった。

二〇〇六年の暫定憲法は、クーデタで廃止された憲法裁の代わりに、それと同じ権限を持つ憲法裁判委員会を設置した。この憲法委員会は、常任の裁判官を持たず、最高裁、最高行政裁のそれぞれの長官を含む、各裁判所の現役の裁判官から選ばれた九人の裁判官が兼務した。二〇〇七年五月のTRT解散命令を下したのは、司法のトップを含む職業裁判官だったのである（表2参照）。

二〇〇七年憲法で復活した憲法裁は、裁判官数が一五人から九人に変更されたが、最高裁、最高行政裁、法学・政治学等の有識者の四つのカテゴリーから裁判官を選ぶことは、ほぼ同様であった。しかし、二〇〇七年一月に任命された九人の憲法裁裁判官の経歴を見てみると、七人が司法裁の裁判官または元裁判官であり、残り二人が外交官出身となっている。この職業裁判官の重視が、政変への対応を重視した短期的な対応にとどまるのか、今後も続くのか明らかではない。有識者出身の裁判官を選出する委員会の構成は、二〇〇七年憲法で変更され、各裁判所が影響力を持っている（表3参照）。この任命は、総選挙前の暫定政権下で行われたものであるとはいえず、司法の意向が強く反映したものと見るべきであろう。

さらに、注目すべきことは、憲法裁が強調する反政治腐敗の推進が、最高検察（検察庁）や憲法上の独立機関との「連携」なしには成功しなかった、ということである。各事件が誰によって、いつ提起されたかが重要である。というのも、憲法裁は自ら事件を開始

表3 憲法裁判所裁判官・独立機関等の選出委員会の構成（2007年憲法）

	憲法裁判所裁判官 (有識者) (s. 206)	国家会計検査委員会 (ss. 252, 243)	国家人権委員会* (ss. 256/ 243)	選挙委員会** (s. 231)	オンブズマン (s. 243)	国家汚職防止取締 委員会 (s. 246)
最高裁長官	○	○	○	○	○	○
憲法裁長官	—	○	○	○	○	○
最高行政裁長官	○	○	○	○	○	○
下院議長	○	○	○	○	○	○
下院野党代表	○	○	○	○	○	○
憲法上の独立機関 の長(互選1人)*	○	—	—	—	—	—
最高裁裁判官会議が 選出する者	—	○	—	○	○	—
最高行政裁判所裁判 官会議が選出する者	—	○	—	○	○	—
(選出委員の数)	5	7	5	7	7	5

(出所) 筆者作成。

(注) \*2007年憲法は、オンブズマン、選挙委員会、国家汚職防止取締委員会、国家会計検査委員会の4機関のみを「憲法上の独立機関」と呼び、国家人権委員会などを「他の独立機関」とした。

\*\* 選出委員のほか、最高裁裁判官会議が直接2人の選挙委員を選出する(1997年憲法では5人)。1997年憲法では選出委員には最高裁長官は含まれていなかった。

することができないからである。手続の種類によって、憲法裁判に付託できる者は異なるが、主として、議会の少数派(野党議員、上院議員)と憲法上の独立機関が付託するものが多い。一連の政治過程において、特に独立機関の役割は重要であった。たとえば、二〇〇六年四月総選挙の無効判決は、オンブズマンが提訴したものであった。二〇〇七年TRT解散判決は、NCCC、選挙委員会の認定にもつぎ、最高検察がクーデタ前の二〇〇六年七月に提起したものであった。また、二〇〇八年の一連の事件をみると、憲法裁判に対する申立てやその根拠となった調査が開始された時期は、PADが本格的な抗議活動を再開する前なのである。

独立機関には、どんな経歴の人物が任命されるのであろうか。一般に、学者、元官僚、弁護士、元検察官、元裁判官が、独立機関への人材の供給源となってきた。二〇〇六年総選挙をめぐる「不正」について責任を問われて選挙委員が辞職・更迭された後、「元裁判官」の活用が重視された点は、注目すべき政変以降の変化である。二〇〇六年九月に任命された五人のうち、四人は元裁判官で、残る一人は元検察官であった。また、同委員会事務所の事務総裁も元裁判官である。

さらに、二〇〇七年憲法下では、独立機関の人事に司法の意向が強く反映し得るものとなった。一般に独立機関の委員等は、上院の承認を経て、国王が任命するが、その実質的な選出は憲法が各機関ごとに定める選出委員会によって行われる(表3)。一九九七年憲法と比べると、大学の学長・学部長の枠がなくなり、また、政治部門からの代表は下院議長と野党から選出される野党指導者の二名に限定された。その結果、今後の独立機関の人事に司法の意向がさらに強く反映する可能性が高くなっているのである。また、上院議員のほぼ半数を選出する委員会も、裁判所、独立機関の代表で構成されており、司法への権力集中が進む可能性がある。

### ● 政党政解散命令の内容と特徴——二〇〇七年TRT解散判決との比較

次に人民の力党ほか与党二党の解散命令判決(以下、PPP判決

と総称する)の中身を見てみよう。PPP判決の特徴を明らかにする上で、二〇〇七年のTRT判決との比較が有益である。その理由は、いずれの判決も、タックシン派の政党に対して、選挙違反行為を理由とした政党解散と政党の党首・役員との五年間の選挙権停止を命じており、選挙委員会または政党登記官の調査・認定にもとづき、最高検察が憲法裁判に付託した事件であることが共通している。そして、PPP判決で適用された憲法三三七条二項の規定は、TRT判決を受けて生まれたという経緯があるからである。

両判決の相違点として着目すべきなのは、判決の根拠として主張された選挙違反行為の性質が異なっていることである。TRT事件では、二〇〇六年四月総選挙において、TRTが、政党としての利益のため、他の二政党と共謀して選挙違反を行ったと認定された。選挙法には、候補者が一人だけで、投票率が二〇%以下の選挙区では再選挙を行う旨の規定がある。検察は、再選挙を回避するため、TRTが他の二政党に候補者を擁立するように働きかけたと主張した。TRTは、勝利が見込まれている選挙であったから、そのような行為をするメリットがないと主張したが、憲法委員は広範な反対運動の存在などの事情から、メリットがあるとして、政党が行った行為であると認定した。

他方、PPP判決では、根拠となった選挙違反行為そのものは、違反行為を行った当該候補者が個人的な利益のために行ったものと認定されている。さらに、それぞれの政党について主張された選挙違反行為は相互にまったく関係がなく、判決も各政党に対して個別に出されている。

政党自体の行為ではない選挙違反について、どうして政党がその解散という制裁を受けなければならないのであろうか。それぞれの事件に適用された規定の違いを見てみよう。

一九九七年憲法には、過去にクーデタが繰り返されたことへの反省から、私人または政党が、「国王を元首とする民主主義統治」を転覆するため、または「憲法が定める手段によらない方法で国の統治権を取得」しようとする行為が行われた場合、最高検察の申

立てにより、憲法裁判がかかる行為の停止、さらには政党の解散を命じることができる、という規定があった(六三三条)。

しかし、TRT判決では、この憲法規定ではなく、一九九八年の政党に関する憲法付随法(以下、政党法)が適用された。政党法上の政党解散理由に、憲法と同じ文言で、政府の「転覆」と「憲法によらない統治権取得」が定められており、廃止された憲法に代わって、この規定が根拠とされた。TRT側は、同文言がクーデタや武力を用いたものを意味していると主張したが、判決は、憲法規定についてはTRT側の主張を認めたものの、政党法上の同じ文言は、憲法とは異なり、選挙違反行為を含むものである、という解釈を示したのである。

TRT判決で裁判官の意見が分かれた争点は、事後法の禁止であった。政党役員選挙権停止は、憲法および政党法に規定がなく、クーデタ後の布告二七号によって新たに定められたものであったからである。行為時の法律よりも厳しい刑罰を後の法律で科すことを禁止する事後法の禁止の原則は、タイにおいて確立した原則である。判決は、選挙権停止は刑罰ではないという理由で事後法の禁止にあたらない、という苦しい判断を示したのである。政党解散について裁判官九人全員が賛成したものの、選挙権停止については、最高裁長官を含む三人が反対の立場をとった。

さて、PPP判決に適用された二〇〇七年憲法の二つの規定は、TRT判決での議論を反映している。第一に、政府の「転覆」または「憲法によらない統治権取得」を行った政党の解散を命じ得るとした一九九七年憲法六三三条をそのまま受け継いだ上で、かかる政党の政党党首・役員「選挙権停止」の規定を新たに追加した(六八八条)。第二に、立候補者が選挙法・選挙委員会規則等に違反し、選挙の公正かつ公平な実施を妨げる行為を行ったときは、当該立候補者の選挙権を停止する規定を設けた(三三七条)。そして、政党の党首・役員が、かかる行為を知りながら放置し、改善策をとらなかった場合には、六八八条に定める政府の「転覆」または「憲法によらない統治権取得」をめざす行為とみなし、当該政党の解散と



党首・役員を選挙権を五年間停止すると定めたのである（二二七条二項）。つまり、二〇〇七年憲法は、政党解散を定める六八条の規定の文言はほぼそのままとしたけれども、二二七条二項を入れることで、「憲法によらない統治権の取得」という規定の意味を、TRT判決で示された政党法の解釈と同様に、選挙違反を含むものへと実質的に拡張したのである。PPP判決では、選挙違反行為を行ったとされる各党の一人の候補者がすべて当該政党の役員をつとめていたため、この規定が適用されたのであった。

どのような選挙違反行為が行われた場合に、政党解散を命じられるのであろうか。PPP判決で憲法裁判はこの議論に立ち入らなかつた。憲法裁判によれば、二二七条二項の規定は、絶対的な「みなし規定」であり、政党の党首または役員が違反行為に関与し、またはそれを知りながら措置をしなかつたと信すべき証拠がある場合、政党解散は自動的に決定され、別段の裁定を行うことができない。これに対して、各政党は、違反行為を行った役員とは別の者が知っていたことが必要であると主張したが、憲法裁判は、そうした解釈を認めず、政党役員自らが違反行為を行った場合はむしろより深刻な違反である、とする。さらに、みなし規定とする理由について、不正な票買収では、その行為者が隠蔽的な手段を用いる特別の性質を有するのであつて、政党が政党運営に関わる者をより良く選ぶような義務を法律が定めるものである、と説明する。その主張をさらに法人の表見代理のアナロジーで補足している。憲法裁判は、人民の力党については最高裁判決による選挙違反が確定していること、他の二党については、憲法上の独立機関である選挙委員会の裁定が終局的であると定められていること、をそれぞれ理由として、事実問題の審理を行うことができないとした。政党側は、根拠となつた選挙違反と政党解散という制裁が比例性を欠いていると反論したが、選挙委員会の認定を争えないという理由で議論されていない。なお、国民党に関しては、一人の裁判官が、違反行為が候補者個人のものにすぎないとして、解散に反対している。

政党解散が命ぜられた場合に、党首および役員を選挙権が停止さ

れるべきであろうか。憲法裁判は、選挙権停止を定める規定は、「強行的」な規定であるという。つまり、憲法裁判は、政党解散が行われた場合、政党幹部の選挙権停止を当然に命令しなければならず、それとは異なる命令を下す裁量を持たない、というのである。

違反行為の認定があつたとしても、それにもとづいて政党解散や選挙権停止を命じるかについては、憲法裁判が自ら基準を示し、それに従つて決定することもできたはずである。しかし、憲法裁判は、政党役員が違反を犯した事実の認定によつて当然に結果が生ずるのであると判示し、自らの裁量を否定したのである。このような解釈をとつた一つの理由に、空港占拠をめぐる衝突を回避するため、決定を急いだことが十分に考えられる。各政党は、そもそも問題とされた選挙違反があつたかどうか、という問題も争おうとしていた。憲法裁判が政党解散にふさわしいかどうか判断基準を示そうとすれば、違反行為の軽重を含めて審理を尽くすことが必要とされていただろう。しかし、結果としてみれば、憲法裁判は自らの責任を放棄したようにすら見える。政党役員による選挙違反によつて政党が解散されるか否かは、選挙レベルで実質的に決定されることになるからである。たとえば、中道党、国民党の二党については、選挙委は当初、当該違反行為が候補者個人のもので、政党解散請求はできないと判断していた。下部機関として設置された法律顧問委員会（法学者等で構成）が請求可能と判断したことから、解散請求の方向に動いた、という経緯が判決のなかで説明されている。

### ●反政治腐敗のリーガリズムはどこまで機能するか？

本稿では、政変期の憲法裁判の役割を、職業裁判官による運動という側面から捉えようという視点を提示した。一連の憲法裁判決が旗印として掲げるのは、法によつて政治腐敗・汚職をなくしていくこととする、いわば「反政治腐敗のリーガリズム」である。確かに、政治腐敗・汚職問題は、タイや他の開発途上国が抱える大きな課題であつて、それに取り組むための法や組織が整備されることは、望ましいことであろう。しかしながら、政治危機のなかで、裁判官が

認識する目先の問題を解決するために積み重ねてきた判決においては、事実認定やそこで打ち出されたルールや法解釈のなかには、議論の余地が大きいものがあまりにも多いのである。はたして望ましい結果をもたらすものだろうか。

政党解散命令は、政党の党首または党役員個人が選挙違反を行えば、政党自体の組織的な関与がなくとも、政党は解散され、政党党首・役員が選挙権を五年間失う、という厳格で形式的な「連座制」である。しかも、違反行為が重大なものであることは必要とされていない。憲法裁判が言うように、今後、政党は、候補者の吟味や党幹部の人選を慎重に行うなど、何らかの対応を迫られるのは確かである。同時に、選挙違反を理由とする政党解散は、対立する政治勢力を葬り去る有効なツールとなる。実際に、PPP判決では人民の力党の選挙違反は、対立候補によって申し立てられたものであった。

政変期の諸政党の解散で生じた一つの動きは、古い世代の政治家の再登場であった。そのなかには過去の政治腐敗への関与やその疑いで影を潜めていた政治家も少なくないのである。そうした不人気の政治家が擁立されることはさすがに回避されたが、民主党政権の成立に、古い世代の政治家がキャスティングボートを握っていた。解散命令を受けた勢力から生まれた新たな政党も、連立に参加している。そこで見られた政党間の駆け引きは、一九九〇年代の政治改革が乗り越えようとした非効率な慣行の再来のようすら見える。それは望ましいものなのであるか。

タイ政治における憲法裁判の影響は、今後も続くであろう。司法による決定がどこまで望ましいのか。タイ国内でもようやく議論が始まりつつある。訴訟は、現実の紛争を、法の定めるいわば鑄型に合った法的紛争に加工し、それに合致しないものを捨象していく。憲法裁判の問題の捉え方は狭く、反政治腐敗を強調すればするほど、そこで語られるストーリーは、政治危機の根底にある他のさまざまな利害や課題、たとえば、バンコクと地方との格差といった問題とは、ずいぶんかけ離れたものとなっている。司法的な決定が、政治過程そのものに代替できるわけではないとはいえ、一連の紋切り型の司

法判断は、司法という過程を通じた政治危機の出口を模索する可能性を全く試していないようにも見えるのである。

さて、二月二日の憲法裁判の解散命令判決を受けて、国際空港を占拠していた反タクシン派のデモ参加者は、勝利の高揚感に浸りながら家路についた。民主党は、労せずして政権を手に入れ、軍や警察は自らの手をさらに汚すことなく政変を切り抜けることができた。タクシン派の反独裁民主統一戦線 (National United Front of Democracy Against Dictatorship = UDD) は、攻守ともにをかえ、アピシット民主党政権に対して、抗議活動を続けている。一連の騒動のなかで一番傷ついたのは、反政治腐敗の旗印のもとに無理な判断を繰り返してきた司法そのものであるようにすらみえる。(いまいずみ しんや／在シアトル海外調査員)

#### 《参考文献》

- ① 今泉慎也「タイの憲法裁判制度」作本直行・今泉慎也編『アジア諸国の民主化過程と法—フィリピン、タイ、インドネシアの比較—日本貿易振興機構アジア経済研究所、二〇〇三年。
- ② 今泉慎也「裁判制度改革—タイ政治の司法化とその限界」玉田芳史・船津鶴代編『タイ政治・行政の変革—一九九一—二〇〇六年—日本貿易振興機構アジア経済研究所、二〇〇八年、第三章。
- ③ Dyer, Gwynne, "Thailand: Populism vs. Privilege," *Japan Times*, September 18, 2008. Available at Japan Times Online (<http://search.japantimes.co.jp/cgi-bin/eo20080910gd.html>).
- ④ Ginsburg, Tom, "Constitutional Afterlife: The Continuing Impact of Thailand's Postpolitical Constitution," *International Journal of Constitutional Law*, 7, 2009, pp.83-105.
- ⑤ Hirschl, Ran, "The Judicialization of Mega-Politics and the Rise of Political Courts," *Annual Review of Political Science*, 11, 2008, pp.93-118.